### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	司法省法学校小史 (1):続続明治法制史料雑纂(四)
Sub Title	History of the ministry of justice Law school during Meiji Era(1)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1967
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.40, No.6 (1967. 6) ,p.54- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN00224504-19670615-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

### 資 料

司

# 法省法学校小史(1)

続続・明治法制史料雑纂(四)

手塚

豊

はしがき

一 明法寮の法学生徒……以上本号

司法省法学校正則科……以下次号

 $\equiv$ 

五 司法省法学校速成科四 東京法学校の創設、閉校並に生徒の処置

### むすび

## 一 はしがき

ゆる司法省法学校が、明治前期の法学教育のみならず、わが法曹界業生(帝国大学に引きつがれて卒業した者をふくむ)を送り出したいわ教育を行い、正則、速成(変則)の両科を合せ、約四百数十名の卒端を発し、司法省において明治二十年まで司法官養成のための特殊場を発し、司法省内明法寮において、生徒を募り、フランス明治五年七月、司法省内明法寮において、生徒を募り、フランス

に果した大きい役割については、夙に知られている。それにもかかに果した大きい役割については、夙に知られていたと思われるが、省内いずれかの部局課にひきつがれ保管されていたと思われるが、省内いずれかの部局課にひきつがれ保管されていたと思われるが、ですると、現在、法務省内において関係文書は、同校閉鎖後、司法とすると、現在、法務省内において関係文書は、同校閉鎖後、司法とすると、現在、法務省内において関係文書は、同校閉鎖後、司法とすると、現在、法務省内においては、夙に知られている。それにもかかに果した大きい役割については、夙に知られている。それにもかかに果した大きい役割については、夙に知られている。それにもかかに果した大きい役割については、夙に知られている。

(AF、学交系書) と、東京大学図書館 蔵 「司法省学校係書類」ノ現況」(以下、検旧録)と、東京大学図書館 蔵 「司法省学校係書類」月現況」(以下、検旧録)と、東京大学図書館 蔵 「司法省学校沿革略誌及卒業生曹記事」に連載された「懐旧録・旧司法省法学校沿革略誌及卒業生書のは、私の知る限りで二つある。大正二年および大正三年の「法省法学校についてのまとまつた史料として、今日残つている「法を系書」

| 懐旧録は、「正則科沿革略誌」(略誌と呼ら) および 「速成科沿革略(類と略がする) とがそれである。

確実であり、一種の公式記録とみてよかろう。ている。編者は明記されていないが、司法省内で作製されたことは期における現職あるいは経歴、生死の別などを記した図表から成つ誌」(脇誌と呼ぶ)並に両科の卒業生、 在学生を各期に分け、 大正初誌)

である。 (4) 両者の関係を正確に考証できる資料を見出しえないのは、 文であり、 司法省法学校正則科の 「沿革」を附記したものと思われ る。 この ものであるが、東京法学校は新設校であつたため、その前身である れた学事報告である。この種の報告は、過去一ヵ年の事歴を述べる 年六月十二日、同校々長代理加太邦憲から文部卿大木喬任宛提出さ 校正則科を承継した文部省直轄学校であり、前掲年報は、明治十八 京法学校は、後ちに詳述するごとく、明治十七年の末、司法省法学 載されている「東京法学校年報」中の「沿革」である(と略称する)。 献が他にもある。それは「文部省第十二年報」(明治十七年分)に掲 のであるが、「正則科略誌」については、これと非常に類似した文 「沿革」と、前掲 「正則科略誌」とを比較してみると、 ほとんど同 この中、二つの「略誌」は、 わずかの個所で後者に加筆があるにすぎない。 両科の沿革を簡単な編年史にしたも しかし、 甚だ残念 東

史が、その時点において終了したことは間違いではない。しかし、学校正則科は、東京浩学校の創設によつて廃止されたから、その歴までで 終つている。「正則科略誌」の記述も 同じである。司法省法学校前史として書かれたものであつたため、その記述は同年十一月また、この「沿革」は、前述のごとく明治十七年末創設の東京法

誌」の記述は、現在からみての正則科史としては、不十分のそしりることを 考えると、そうした 結末に全く ふれて いない「正則科略さずに廃止された――さらに東京帝国大学に編入されて卒業してい正則科の在学生は、東京法学校に引きつがれ――同校は卒業生を出

を免かれないであろう。

このように、懐旧録の内容はかならずしも完全とはいえないが、存続しているから、その略誌は中断の歴史といえる。で打ち切られているが、速成科は明治二十年十月六日まで明らかに「速成科略誌」の記述も、「正則科略誌」に歩調を 合せて 十七年末

てはならない。いま、その氏名を明らかになしえないのを遺憾とすく大正初期に発表された編者の見識は、これをみとめるに吝であつ、応明らかになるのであり、そうした記録を取りまとめ、すでに早これによつて例えば関係官員の異動、卒業生、在学生の氏名などはこのように、懐旧録の内容はかならずしも完全とはいえないが、

る。

は、 れ と司法省法学校の史料を中心として――」と題する一文を である。その一部は、 ともあるが、最近、松尾章一氏が「明治政府の法学教育 名、その他学校関係諸規則の内容などが明らかになる貴重な記録 よつて、例えばこれまで全く不明であつた明法寮在学生徒全員の氏 の、法学校正則科関係文書の多数を集録したものであるが、 「学校係書類」は、 法政大学史の資料蒐集中、 同書類中の重要なるもの若干を原文のまま覆刻された。 明治四年の明法寮創立以降、 十五年十月 かつて「法政大学八十年史」に引用されたこ 東京大学図書館の未整理文書の中 発表 松尾氏 明法寮 ま で

いない。その点は、寔に惜しむべき欠陥である。 との紹介は、寛に惜しむべき欠陥である。 との「学校係書類」にも、正則科に関する攻書は全く集録されてし、この「学校係書類」にも、正則科に関する明治十五年十一月以し、この「学校係書類」にも、正則科に関する明治十五年十一月以し、この「学校係書類」にも、正則科に関するの名である。 この紹介は、司法省法学ら、同書類を発掘されたとのことである。 この紹介は、司法省法学ら、同書類を発掘されたとのことである。

室外の幸である。
望外の幸である。
室外の幸である。
室外の幸である。
室外の幸である。
会にはどかの手がかりとなるならば、
の整備しない一小史にすぎないが、将来、明治法学史の一部として
を業生の動向などを概説せんとするものである。もちろん、資料
を本格的な校史が編まれる際、なにほどかの手がかりとなるならば、
ないのというできる。

史料については、全くふれておられない。

(1) 「法学校」という名称が、司法省の職制にあらわれるのは、明治学校」あるいは「法学校」という名称が、司法省の職制にあらわれるのは、明治学校、明法寮法学校(あるいは 法律学校)という正式な名称はなく、ただ学生が、明法寮生徒、司法省法学校(あるいは 法律学校)という正式な名称はなく、ただ学生が、明法寮生な、司法省法学校(あるいは 法律学校)、司法省法学校(あたにすぎない。本稿では、便宜上、全期間を通ずる意味でも、そしたにすぎない。本稿では、便宜上、全期間を通ずる意味でも、一司法省の職制にあらわれるのは、明代)「法学校」あるいは「法学校」という名称を用いた。

- 九九頁以下等。
  〇五頁以下、第二四巻(大正三年)一号・四一頁以下、同巻二号・再」第二三巻(大正二年)一一号・一一二頁以下、同巻二二号・一事」第二三巻(大正二年)一一号・一二百以下、同巻二号・二人の一
- (3) 「文部省第十二年報」(明治十七年分) 附録·五五九頁以下。
- (4) 両者の関連については、いろいろな場合が考えられる。
- 誌」となし、それを保存した。を作製、それをみた司法省では、それに若干加筆して「正則科略を作製、それをみた司法省では、それに若干加筆して「正則科の「沿革」
- 学校はそれを若干簡略にして「学事報告」に引用した。 東京法学校の要請で、司法省が「正則科略誌」を作製、東京法
- 課刊「法学校速成科一覧」の巻頭に掲載されている「沿革略」と同まお、「速成科略誌」は、 明治十七年十二月、 司法省書記局学務私は、aの場合の公算が大きいと考える。し、「正則科略誌」として「法曹記事」にのせた。

文であり、懐旧録の編者は、これを引用したものと思われる。その

一覧は、明治堂三橋猛雄氏蒐集書を借覧した。御厚意を謝す。う推測もできるが、そうした冊子の存否は不明である。前掲速成科「沿革」が掲載されており、前掲文部省年報はそれを引用したとい「沿革」が掲載されており、前掲文部省年報はそれを引用したといは「法学校正則科一覧」という冊子も別に作られ、それに正則科の記述が十七年十二月で終つているのは、それがためである。あるい

- (5) 淹谷質「司法沿革考(1)」・法曹会雜誌第一三巻一二号・一二
- 三頁、「司法沿革誌」(昭和十四年)・一〇六頁。
- (8)(9) 松尾氏の解説によると、「学校係書類」は、「東京帝国大学五十年史」編纂の際、蒐集された資料とのことである(前掲法学教育・法学志林 第六四巻三、四号・一〇〇頁――一〇一頁)。原本は主として司法省野紙を使用した百五十四枚の文書と規則書印刷本一部であり、「司法省 第七局寄宿生徒係印」という 角印が、表紙その部であり、「司法省 第七局寄宿生徒係(明治十三年六月五日――十七年七月がわかる。第七局寄宿生徒係(明治十三年六月五日――十七年七月がわかる。第七局寄宿生徒係(明治十三年六月五日――十七年七月十六日)は、いわゆる 正則科のみを 所管した部署である。同書類十六日)は、いわゆる 正則科のみを 所管した部署である。同書類十六日)は、いわゆる 正則科のみを 所管した部署である。同書類十六日)は、いわゆる 正則科のみを 所管した部署である。
- 育と官僚養成――」・思想一九六五年七号・二二頁以下。(1))利谷信義「日本資本主義と法学エリート()――明治期の法学教

也

して――」・法律時報第三八巻五号・一二頁以下。(1) 磯野誠一「司法省法学校の素描――明治期法学教育の一資料と

# 明法寮の法学生徒

が設置された。 (1) 明治四年九月二十七日、次の太政官達を以て、司法省内に明法寮

司法省へ達

其省中明法寮被置候事 但一等寮之事

それが設置の趣旨は、司法省から太政官へ提出された次の伺に詳

しく述べられている。

構想を強力に推進した人は、後ちに述べるごとく江藤新平であつたそれら同省首脳部であつたにちがいないが、省外にあつてそうしたであつた。前掲司法省伺にみられる司法官養成の直接の立案者は、であつた。前掲司法省伺にみられる司法官養成の直接の立案者は、改立当初は 卿を欠き、 司法大輔 佐々木高行、同少輔 宍戸あるが、設立当初は 卿を欠き、 司法大輔 佐々木高行、同少輔 宍戸あるが、設立当初は 卿を欠き、 司法大輔 佐々木高行、同少輔 宍戸あるが、設立当初は 卿を欠き、 司法大輔

る。

ある。 招聘の事情について、黒田綱彦は、次のように語つている。 家招聘の決定は、明法寮設置に先立つ頃であつたと思われるからで 私はむしろそれを積極的に理解したい。なぜならばフランス人法律 ていたかどうかは、直接資料の見出せない現在、難問ではあるが、 この構想の中に、フランス人法律家招聘の計画が当初からふくまれ うとした企図は、寔に用意周到であつたといわねばならぬ。そして ようである。将来の司法制度拡充に備え、多量の司法官を育成しよ フランス人法律家すなわちブスケ(Georges Hilaire Bousquet)

とは出来ませぬから洋行させて下さいと言はれたさうです。とこ が、段々、翻訳を命ぜられる以上は、私は、日本でこれをやるこ つても、それを尋ねようと云ふ人がない。困苦して翻訳をされた 門家と云ふ者が、一人もなかつた時であるから、分らぬことがあ れる時の御話でありますが、其時分には、今日と違つて、法律専 ケ」と云ふ人で、此人は「フランス」で「アボカ」(avocat, 弁護士 ケ」に話をして、本国に言つて遣り、 其周旋で来たのが 「ブス ら法律家を雇つて来たらよかろう、 と云ふことになり、「デブス とは出来ぬ、と云ふことで、それならば、洋行の代りに、西洋か ろが、政府の方では、今、箕作に洋行されて仕舞つたら、誰あつ 先生(箕作麟祥を指す――手塚註)が「フランス」刑法を翻訳さ あとの翻訳の出来ようと云ふ人はないから、洋行をさせるこ 手塚註)であつたそうです。

ているから、その翻訳中の出来事ならば、三年の夏以前のことにな 箕作のフランス刑法の翻訳は、 「明治三年 庚午 晩夏」 に出版され

> が、同じ事情を語つた加太邦憲の談話は、そのことにふれている。(6) 五年の夏」とするのも間違いである。 江藤は司法卿ではないのである。と同時にブスケ「到着」を の一等通訳官であつた。黒田談は、法学教育のことは述べていない 対箕作の対話は、明治四年夏以前のことでなければならない。 藤の司法卿就任前の五年の始めに来朝している。したがつて、江藤 あるが、ブスケは後述のごとく四年末にパリーで契約をむすび、江 本邦に到着しましたのが、明治五年の夏と存じます。(塚以下同じ) 分り兼ねた所がありますので、先生も困却せられて遂に自ら仏国 この談話には、明らかな誤りがある。まず「江藤司法卿云々」と を諾され、遂に仏国より「ブスケ」なる者を雇入れまして、之が せしむる利益もあるから」と申されました。箕作先生は喜んで之 藤卿は熟考の上答へて「貴公を洋行させては、之に代る人が無く に行いて五法を研究せんことを、江藤司法卿に乞はれました所、江 は仏国人でなし、又法律学者でもありませぬから、往々同氏にも キ」(G. F. Verbeck——手塚註)氏に質して居られましたが、 して居られまして、意味の分らぬ点は、大学南校教頭「フルベッ に於て種々な取調もさせることが出来、又、生徒を募り之に教授 して貴公の質問に答へさせることにしたく思ふ。左すれば又一面 て、留守中、司法省の差支となるから、寧ろ仏国より法律家を聘 箕作麟祥先生が、明治四・五年頃、専ら仏国五法の翻訳に従事 当時、デュ・プスケ(A.C. Du Bousquet)は、フランス公使館 同氏 「明治

要するに、 黒田談および加太談を綜合して考えると、明治三年か

四年かははつきりしないが、ともかく四年夏以前に、箕作のフラン

周旋でフランス本国から雇入れることが決定したと、一応推測して(๑)(g) ンス人法律家招聘の儀が、江藤の発議でまとまり、ザユ・プスケの ス法典翻訳その他の法律顧問、そしてまた法律学の教師としてフラ

よかろう。

れた。契約書は次の通りである。(⑴) 劉少弁務使鮫島尚信とブスケとの間で、パリーにおいて契約が結ば 不明であるが、四年の末、ブスヶ赴任のことが決まり、フランス駐 ザュ・ブスケが、どんな経路でフランス人法律家をさがしたかは

互ニ取結ベル条約左ノ如シ スル代言人ジェルジュ、ピレール、ブスケート仏国巴里府ニ於テ 住スル鮫島氏其政府ニ代リ仏即西国巴里リスリー街十三番地ニ住 今般仏国巴里在留少弁務使当時レインホルタンス街廿六番地ニ

学家入用ニ付ブスケー氏此任ニ充ラン事ヲ欲シ下文ノ条ニテ双方 力ヲ借ランタメ司法省及学校ニ於テ法学教授ヲ為スタメ仏国ノ法 本政府ニテ法律ヲ輯成スルヲ助ケンタメ法律関係ノ諸務ニ助

ニテ承諾イタシ候

シテ日本政府へ雇入レリ 右鮫島氏ハ少弁務使ノ職掌ヲ以テブスケー氏ヲ仏即西法律学士

ト定ム 条約期限ハブスケ ー氏日本地到着ノ日ヨリシテ日本暦法三ケ年

但シ給料モ右到着ノ日ヨリ之ヲ渡ス可シ

度料トシテ仏貨五千フランクヲ渡スベシ 人ノ望ニ任セ金銀貨幣又ハ紙幣ニテ渡スペシ且同氏出立旅費並支 ブスケー氏給料ハ日本暦一ケ月毎ニ五百ドルラルト定ム 尤同

第四条

ヨリ明屋一宇ヲ早速貸渡スベシ其他食料家具奴僕雇料等一切同氏 ブスケー氏日本到着ノ上ハ条約年限中同氏ニ東京ニテ日本政府

第五条

ノ自費タルベシ

然レトモ次条事件有ニヲイテハ此例ニ非ス 条約期限三ヶ年日本政府ヨリブスケー氏ニ帰路ノ旅費ヲ与ベシ

第六条

府ブスケー氏ノ帰国旅費ハ勿論右約定廃棄ノ旨ヲ同氏ニ報告シタ 年期満タサル前ニ同氏雇入約定ヲ廃セント欲スル事アラハ日本政 渡ス可ッ ル日ヨリ右三ケ年期満ニ至ル迄ノ時間ノ給料半ヲ償トシテ同氏ニ 若シブスケー氏懈怠又ハ不行状ニ非ル原因ヲ以テ日本政府三ケ

若シ又プスケー氏三ケ年ノ期満タサ ル 前ニ其職ヲ退カント

ハ帰国ノ旅費ヲモ償ヲモ得ベカラス

詮ナキニ因リ巳ム事ヲ得ス暇ヲ遣ハス可キ事アル時ハ其暇ヲ遣ハ シタル日ヨリ此約定書ヲ廃ス可シ但シブスケー 氏此事ニ付テハ

若シ又日本政府ブスケー氏ノ懈怠又ハ不行状ヲ戒ムルト

雖モ

其

欲

五九 (七七九)

ナル時ハ決シテ債等ヲ得ント求ム可カラス本政府ノ公平ナル判断ニ信拠スル所ナリ若シ同氏此事ニ付キ暇ト

第七条

与人を ル能ハスト雖トモ日本政府ヨリ帰路旅費壱千ドルヲ渡スベシ 政府ニ於テ此条約ヲ廃スルヲ得ヘシ然ル時ハ同氏其日ヨリ償ヲ得 ブスケー氏条約年限中病ニ罹リ三ケ月ヲ経テ猶愈サル時ハ日本

律教師ノ職掌等総テ其委任セラレシ職務ニ尽力スペシ日本法律輯成ノ職掌日本政府法律相談人ノ職掌司法省及ヒ学校法指示シ其勤務ノ方法及ヒ心得ヲ言聞カスベシ同氏ハ右ヲ遵奉シテブスケー氏日本国到着ノ上日本司法卿ヨリ同氏ニ委細其職分ヲ

条約年限中ハブスケー氏日本人又欧羅巴人ト商買工作等ノ約定第カ条

千八百七十二年第一月十二日巴里斯ニ於テ正シク此証書二通ヲ為スペカラス加之聊カ日本国ノ法教政事等ニ関スペカラス

ヲ記ス

鮫島

プスケー

に彼の招聘が、最初から法律学校の教師を一つの任務としていたこの契約書中に「学校ニ於テ法学教授ヲ為スタメ」とあるは、明らかは、この契約書の日附から逆算してのことである。そしてまた、こ前に、フランス人法律家招聘決定の時期を、四年夏以前と述べたの前に、フランス人法律家招聘決定の時期を、四年夏以前と述べたの

とであつた。明法寮の法学教育も、江藤のごとき強力な指導者をまたのは、五年四月二十五日、江藤新平が司法卿に就任した以後のこ

司法省全般の機構が整備され、実際上の機能が活発に動きはじめ

る。 とを物語つている。とすると、四年八月の明法寮設置の伺いは、そとを物語つている。とすると、四年八月の明法寮の構想は、その最初の試みとはいえないのであ年七月、イギリス人サンドル(F. H. Sandul)を、和歌山藩が招聘し年七月、イギリス人サンドル(F. H. Sandul)を、和歌山藩が招聘し年七月、イギリス人サンドル(F. H. Sandul)を、和歌山藩が招聘しているから、明法寮の構想は、その最初の試みとはいえないのである。

る。 (ほ) かくして、ブスケは明治五年二月十六日、横浜に到着した。 明法かくして、ブスケは明治五年二月十六日、横浜に到着した。 明法

動ができない状況にあつたと思われる。

動ができない状況にあつたと思われる。

動ができない状況にあつたと思われる。

(智達) は、司法省整備の長原とよっこにできょう。 (同法) (18) 八月三日に制定され、九月一日から 施 行され た「司法職務定則」 たなくては、なかなか開設の運びに至らなかつたとみていい。五年

明法寮についても、その機構と職掌がはじめて明らかにされた。

務の一部とされたのである。(21) 科生徒ノ諸規則ハ生徒規則書ニ編ム」(条/第六四)とある。当初、司法定シ生徒ヲ教授ス」るを主たる職務とした(則第七八条)。 さらに「法法ヲ講究シ長官ノ釆択ニ備へ及ヒ新法ヲ議シ条例ヲ編集シ疑讞ヲ擬法ヲ講の 大強化され、司法省の中枢機関となり、法学生徒の養成は、その任 官養成のみを目的とした明法寮の性格は、 官、権中法官、少法官、権少法官の職が設けられ「博ク古今各国ノ 明法寮には、頭、権頭を 置 き、 そして 大法官、権大法官、中法 司法職務定則によつて拡

二名の雇傭を、次のごとく太政官に伺い出たのである。(22)を明法寮に設けることを決定、ブスケ以外にさらにフランス人教師 藤が司法卿に就任した翌五月、司法省では生徒定員一○○名の学校 法学生徒の募集も行われたから、明法寮の法学教育は、定則の施行 をまたないで、すでに胎動しはじめていたのである。すなわち、江 しかし、この司法職務定則の制定に先き立ち、法学校は開かれ、

可相成候生徒定額、凡官費生一百員ト治定仕置其人物有之次第入 之上当省官員ニ登庸相成候様致度左候ハ、各国之体裁ニ相叶候様 之方法相談候就テハ法学有志之諸生ヲ精選シ入学為致置律学成熟 昨年中別紙伺之通御採用相成当省ハ明法寮被建置追々法律研窮

司法省法学校小史(1)

明法寮生徒入学之儀伺(32)

教導方行屆申間敷候間別紙仏蘭西教師両名当省へ御雇入相成度此 学為致度候尤モ仏蘭西教師ブスケ御雇入相成候得ドモ一人ニテハ

段相伺候也 壬申五月 24

正院

司法省

仏蘭西教師

是迄南校御雇入

リベロー ル

築地在住

IJ

右両人当省へ雇入度事

同

弐百五十元

普通学教師二名、七年から十年まではフランス人法律学教師三名が 教科書としてフランス語学書四冊、 ふくむ) は在校する。 係官員四名、 授業を担当、さらに 常時 フランス人法律学教師三人(授業担当者を 人普通学教師三名、六年はフランス人法律学教師一名、フランス人 ス人普通学教師二名、日本人普通学教師三名、四年五年はフランス ヵ年、全期間官費で養成、教師の陣容は、初年から三年までフラン 校の構想は、次の通りである。まず生徒定員は百名、修業年限は十 「法学生徒一百名新募集費見込」によると、司法省が計画した法学(%) 数学、地理、歴史書九冊、 小使五名。生徒には十年間に、

六二

六年は金二万四千八百六十四円、七年から十

金二万三千六十四円、

費、その備品などをふくむ法学校一年間の経費は、初年から五年まで

書(字典をふくむ)十一冊を 支給する。

教職員の俸給、

生徒の衣食

年まで金二万八千四百六十四円の予算であり、別に教室、寄宿舎の(28) でいた。当時としては、 新築費(生徒百二十名収容可能、 相当大規模の構想である。 建坪六百坪)金七千八百円を見込ん

令した。 (27) この計画に対し、太政官は経費の点を大幅に縮減、次のごとく指この計画に対し、太政官は経費の点を大幅に縮減、次のごとく指

司 法

明法寮生徒費用教師給料其他一ヶ年定額当分金八千円ニ被相定

新教師二名雇入れの件は、七月五日、「伺之通」と承認された。(8) 太 政

年七月五日の条に(29) て、七月五日ようやく開校の運びに至つた。「司法沿革誌」明治五 小せざるをえなかつたと思われる。かくして、生徒定員二十名を以 経費が約三分の一に縮減されたので、学校の規模もそれに応じて縮

ルヲシテ教授セシム 明法寮中ニ法学生徒二十名ヲ置キ仏国人アンリ・ド・リベロー

生徒の任命は八月であり、授業の開始は九月であつたからである。 意味でなければならない。 れ、その教師がリベロール(Henri de Riberolles)に決まつたという られたようにも理解されるが、そうではなく、学校がこの日に開か ところで、リベロールとガリーが、正式に雇傭契約をむすんだの とあるのが、それである。この記事は、この日から授業がはじめ 八月四日であつた。 リベロー なぜならば、後ちに述べるごとく、法学 ル契約書の前文には「司法省中ニ

> は、校長ということではなく、おそらく主任教師という程度であろ (象二)、給料は「一ヵ月毎ニ二百五十円」(第三) であつた。ここで注長ブスケ氏及名村氏ト取極ム」(第五) とされ、雇傭期間は 「一ヵ年」 コト」(条一)で、「本務ノ時間ハ一日五時間」「修行時間ノ割合ハ学 名村氏ノ差図並ニ追テ定ムル所ノ学校規則ニ随ヒ生徒ヲ教授スベキ 且双方共其ノ条々ヲ取極メタリ」とあり、その任務は「ブスケ氏及 ヘント欲スルニョリ教師一名ヲ要シ学長ノ選挙リベロール氏ニ帰シ 於テ法律教育ノタメ学校ヲ設ケ仏語ノ必要ナル修行ヲ以テ生徒ヲ整 意すべきは、ブスケを「学長」と呼んでいることである。その意味

たから、とくに明法寮におけるフランス語教師というのではなく 氏楠田氏名村氏ノ差図ニ随ヒ書記通弁翻訳」に従事することであつ(33) ーの契約書に定められた任務は「司法省二附属スルモノニシテ樺 わちブスケの推薦によつて雇入れられたことが判明する。次にガリ う。また、この契約書によつて、リベロールが「学長ノ選挙」すな

称)から文部省に提出された文書に
(33) わからないが、五年五月二十九日附で南校 (四年七月、大学南校を改 生徒の募集が、 何時からどんな方法で行われたかは、 残念ながら

ブスケ、リベロールの通訳の任に当つたものと思われる

入ラントシテ退学ヲ願フ者比々之々有リ 布令セリ、之ヲ以テ当校上等ノ生徒ニシテ殆ント普通科ヲ畢ラン トスル者ニ至テハ志ヲ動カシ法律有志ノ者ハ当校ヲ去リ彼ノ校ニ 当今司法省ノ如キ教師ヲ招キ学校ヲ開キ以テ法律科ヲ教ル事ヲ

と述べていることからみると、五月末頃には、

すでに明法寮ノ学

校開設、生徒募集のことが、司法省外にもなんらかの経路で伝わつ

ていたものと考えられる。

りました。次に鷲津明法助(章楽社)が、史記半枚程を読ませて試 と、大学南校に於て我々の一番信服し居る語学教師仏国人「リブと、大学南校に於て我々の一番信服し居る語学教師仏国人「リブと、大学南校に於て我々の一番信服し居る語学教師仏国人「リブと、大学南校に於て我々の一番信服し居る語学教師仏国人「リブと、大学南校に於て我々の一番信服し居る語学教師仏国人「リブと、大学南校に於て我々の一番信服し居る語学教師仏国人「リブと、大学試験の模様については、次の加太の談話が残つている。

八月十七日、「明法寮生徒」二十名が次のごとく決定した。学試験だけは特別に委嘱されたものか、いま、それを確めえない。「七月」は「八月」の誤りか、それとも、正式の契約に先きだち、入七月の入試に立会つたというのは、どう理解すべきか。加太のいうリベロールの契約が八月四日であることは前に述べた。その彼が

みられ、是れで大半及第に決しました。

島県廿歳)。

述べている。

この中、南校から入学した者は、井上、栗塚、熊野、木下、岸本、加太、宮城、小倉、磯部の九名といわれるから、入学者の約半本、加太、宮城、小倉、磯部の九名といわれるから、入学者の約半本のあつたことは、前に掲げた南校の文書によつても伺われるがら、高級では、神田、東塚、熊野、木下、岸の中、南校から入学した者は、井上、栗塚、熊野、木下、岸にの中、南校から入学した者は、井上、栗塚、熊野、木下、岸にの中、南校から入学した者は、井上、栗塚、熊野、木下、岸にの中、南校から入学した者は、東京には、

議に及びましたところ、太政官に於ては、甚だ偏見なりとして、 した。其引留めた訳は、 に出席も見合せました故、止むなく退校も聞届けらるるに至りま きを引留めようとしましたが、我々は其説論を聞かず、遂には校 ました。然るに、南校に於ては、極力我々を説諭して、司法省行 喜んで之に応ずると云ふことに致しました。南校へ退学願を出し 法省が、仏語の法学校を起すと云ふことになりました故、我々は ました故、仏独生徒は大に不平でありました。此時に当つて、司 し、他日、単に英国より専門教師を聘せば足る、と云ふのであり 廃し、本邦と最も関係深き且つ世界に一番通用の広き英語を授業 は、迚も国力の堪ふる所でない。依て、今より仏独の語学は之を の専門教師を聘することとなる。 斯くては、 本邦如き 貧 国 に て 行けば、他日、専門学を始むるに当つても、右の三ヶ国より各科 職員中に於て、一つの我々に不利益なる意見が起りました。 本校に於て、英独仏三ヶ国の語学を教授して居ましたが、此順で 当時、私共は大学南校に在学中でありましたが、恰も此時南校 前述へました南校の意見を、

司法省法学校小史(1)

平の余り、よき学生が去り、他日専門を開く一の妨げともなり、 打揃つて退学しては、如何にも南校が拙劣の意見を有した故、 之を却下した趣でありました。斯る所へ、我々高級の者か、数名 不

の志願者の過半に達したものといえる。 名程ハ挙テ転学ヲ願出テ」たというから、 九名の合格は、 同校から

太政官に対して申訳なしと考ひたる故でありました。

太の談話は詳しく次のように述べている。(4) それはともかく、八月以降、授業開始前後の模様についても、 加

如何なる都合なるか、夏の紋付衣が何方にもなく、大に困却して ました。然るに、私は上下は持たぬ故、如何せんと友人に相談致 八月に入りまして、司法省より呼出しが参りました。其文句は

り、之に引移りまして何れも非常に勉強しました. 業を始められ、十月に至り教場の用意も出来、 取りまして退出しました。尋て九月より仮に本省の一室に於て授 く大少丞の詰所へ呼入られて、明法寮生徒申付ると云ふ辞令を受 笑し居りました故に、私は笑はれずに済みました。而して間もな らんと、覚悟を極めて趣きました所、我輩の先着中には、縞の単 汗を流し出頭のことでありますから、定めて同輩の一笑に逢ふな 衣物に上下を付けて行き居るものありまして、同輩は之に向て大 遂に服は冬の綿入紋付と決し、翌朝、司法省へ……綿入紋付にて しました所、夫は損料借の外なしとの事でありました。……当時、 御用有之候条明何日午前十時麻上下着用出頭可有之候事」とあり 寄宿舎の建築も終

> けたとは、いかにも明治初年の風景といえよう。 フランス法専修の学生が、「上下」(かみしも)をつけて辞令を 5

すべきである。 (4) (4) とれた。これらの規則に、修業年限が明記されていない点は、注意された。 間は「日ノ長短ニヨリテ時々掲示」され(糸二)、休日は天長節、五節、 衣服食費などは官給、それ以外に一ヵ月の小遣二円二十五銭が支給 ぜられた (条八)。なお、同時に定められた 「舎中雑則」 によると、 が、外泊をみとめず (第六条)、そのほか舎内の「飯酒吟唱雑戯」を禁 変以外の欠席をみとめず (繁三)、 放 課後門限までの散歩は許される 日まで、十二月二十五日から一月十日まで(タホウ)、本人の病気、親病 ると、生徒は府県管轄官員からの「引請証書」を提出(集一)、課業時 一と六の日、暑中休暇(土用入から三十日間)、七月十三日から十五 前掲司法職務定則の「生徒規則書」(タ第八四条)である。それによ 25

められた。(4)、(4)、「自九月十八日 十月十日マテ 施行」の分が、一応決授業日程は、「自九月十八日 十月十日マテ 施行」の分が、一応決

表記		
後午	前午	
数 地	史 読略	=
学 理	書取 方	七
対作文	小文説	Ξ
話削	暗記 典	八
数翻	翻小説	四
学訳	添書削取	九
定程課即	綴 読 字	五
収席試問 試問	聞書 方	+

手塚註 七日、十七日、二十七日である。数字は日数すなわち「二七」は二日、十二日、二十二日、

字、理、
書
取
(加減 リ乗 ・ 誦
方
業
午後一字

上級本課 栗塚、岸本、中川、井上、加太、木下、関口、水野、に応じて二組に分けられ、別々に授業が行われることになつた。(43)かくして、約一ヵ月間の試業期間が経過したとき、生徒はその学力からして、約一ヵ月間の試業期間が経過したとき、生徒はその学力のにより、九月十八日から授業が開始されたことが判明する。

中村、高畠、小倉、野々村、

横田

下級本課 熊野、佐藤、磯部、宮城、近藤、岡村、浅岡 (25)、実際に授業を行つた形跡はない。 ことも任務であつたがは親切な教師であつたといわれている。また、前掲司法職務定則には親切な教師であつたといわれている。また、前掲司法職務定則には親切な教師であつたといわれている。また、前掲司法職務定則には親切な教師であつたといわれている。また、前掲司法職務定則には親切な教師であつたといわれている。また、前掲司法職務定則には親切な教師であったといわれている。また、前掲司法職務定則には、上掲表の通りである。 (46) (251)、実際に授業を行つた形跡はない。

六五

(七八五)

ランス語専修中の予科生に、法律学の特別講義を行つている。ブアッペール(George Appert)は、当時本科生がいなかつたので、 開始前「一年有半」は、 ケの場合も、正規の授業ではなく、特別講義かも知れない。 べるごとく明治十二年十一月、司法省の法学校教師として来朝した と述べていることから推測できる。すなわち、ボアソナード 五年の秋に該当するからである。後ちに述 ブス 講 フ 義

る。しかし、生徒一同の上申にもとづき、工薬引去型目う女勇ニョ(53)であつた。一時は、大丞、少丞の会合でも廃止を決定したといわれであつた。一時は、大丞、少丞の会合でも廃止を決定したといわれ ると考えた省内の属官達が「学生の不勉強不成績を鳴らした」ためる。その原因は、将来、法学校出身者によつて昇進の途がふさがれ 「六年の二月」頃、省内に学校廃止の気運がもりあがつたからであしかし、その発足後わずか数ヵ月にして、危機が訪れた。それは フランス語のテストを見聞した結果、その裁断により存続を決 しかし、生徒一同の上申にもとづき、江藤司法卿自ら教場に臨 次の加太の談話に詳しい。(54)

一年後のことである

かくして、明法寮の法学教育はようやく開始された。

同寮創立後

定したのである。その模様は、

ども、今廃止と云ふ問題に接しては自ら就て実験せざる 可 と右の「ジュプスケー」とを誘ひ教場に臨まれました。 為め、今日迄一回も自ら見廻らざりしは自分の過失なりき。 (仏国陸軍騎兵大尉太政官雇) 法大丞兼明法頭楠田英世氏、司法少丞明法助鷲津宣光 (毅堂)氏(()) 法卿の曰く「自分が学校を立てて已に半年になるが、多忙 を頼み、一日、司法大輔福岡孝悌氏 而して暫く か 然れ の

省に帰り言はれたと云ふを聞くに、

「学生は評判に反して仲々よ

と授業上ニ付、五六の問答を為して引取らしました。而して司

之を又仏文に訳さしめられては如何ですか」と述べました所、司 部四郎君を指して「然らばあなた黒板に御書き下さい」と申し 法卿は「ハイ」と一言答へてポケットより煙草入を出し**、**紙巻一 向ひ「閣下、何にか一文章を口授して学生に書取らしめ、 授業を傍聴せられ、一と切れとなるや、ジュブスケー氏司法卿 \$ に当りて、能く日仏両国の法律を咀嚼し、 手塚註)を養生する為めのみに非ずして、 を研究せしむるは、啻に仏蘭西の法律学者 た。「曩に司法省に於て法学校を設け、 学生をして仏蘭西の法律 う」と言はれました。そうすると、「ジュブスケー」 氏は学生 本を抜き之を喫し始められたり……乍にして「さあ、やりまし した。 ……尋て司法卿は、「ジュブスケー」氏の通訳を以て教師 歩したる熊野君が反訳の任に当てられたのは、 たと述べました。此時、 すると、「ジュブスケー」氏は司法卿に向て、 あなた之を仏語に訳して下さいと求めました。熊野君が訳し終る や、「ジュブスケー」氏は、学生中の最若年なる熊野君を指して 此意を体して勉励すべし」と。而して磯部君が右の文を書き終る も善良なる法律を制定せしむる為めなり。故に学生たる者、 磯部君の出づるや、江藤卿は左の如き意味の文を口授せられまし 教師「リブロール」氏は、二ヶ所程之に訂正を加へました 年少ではあるが、学才ありて仲々早く准 他日、我が法制を為す 日本に最も適当なる最 (仏蘭西法律の学者か 誠によく出来まし 実に僥倖でありま 而して

試験を為し、而して大少丞一致の意見をも排して学校を存続せら す」と告げられた趣であります。江藤卿が自ら教場に臨み、自ら く出来、将来相応に用立つべき見込があるから学校は 存 続 に決

れたるは、実に注意周到にして敬服の外ありません

る。とすると、江藤の決断こそは、 フランス法継受の速度は、 がつて、法学生徒の制度を廃止していたならば、明治前期における て興味ふかい。もしもこの時、江藤司法卿が省内の多数意見にした この談話は、法学校生徒のフランス語の学力の一端をも推測でき 西洋式司法制度の運用にも、相当な影響があつたものと思われ かなりおくれたことであろう。そしてま 明治の法律学並に司法制度の命

運を左右した重大事件であつたとみていい。

九日、 出仕兼明法頭となつた。頭とはいえ、今度は兼任の地位である。 弱まつた。つづいて同月二十三日、明法権頭楠田英世は司法省三等 十二月二十八日明法権頭に任)であつたから、(お) 明法寮では権頭は空席、明法助鶴田皓は らに楠田は七月七日、正院三等出仕に転じて法制課長に就任、 江藤の失脚によつて、司法省の勢力は衰退、明法寮の立場も急速に 中もフランス語の授業がつづけられたものと推測するにすぎない。 みあたらないのでわからない。ただ、リベロールによつて、この期間 日」までのものであつたが、それ以後七年三月までの状況は、資料が 明治六年四月十九日、江藤は司法卿を辞任、参議に転じた。この さて、先きに掲げた十月十二日以降の授業日程は「癸酉二月十五 ふたたび司法省三等出仕兼明法頭の兼任を命ぜ<br />
られた。 明法助鶴田皓は外遊中(九月六日帰 専任の首脳陣は全く空 同月 当 z 朝

> 明法寮の衰退も、格別の影響はなかつたようである 下が如実にあらわれている。しかし、法学教育に関する限りでは 白となつたわけである。ここにも、江藤退任後の明法寮の地位の

Boisonade) が来朝したのは、その直後のことであつた。 白期間を経てようやく後任が決まつたのである。ボアソナード 同年十月二十五日、参議大木喬任が司法卿を兼任した。半年の空(S)

雇傭契約が結ばれ、同年十一月十五日、東京に到着した。 とこ ろばアソナードは、一八七三年六月二十四日(明治六年)、パリーで 和を生じたのである。ボアソナードがパリーで結んだ契約書による が、すでに前任者としてブスケが在職していたので、両者の間に不 予期に反し、明法寮にはすでにブスケが在職し、事実上の主任教師で 求したものと推察される。ところが、東京に到着してみると、彼の 任教師の職に就くことを予想し、それがため、相当の報酬を別に要 後掲ガリー書簡参照)。 おそらく彼は日本司法省内法学校の校長か主 び、委細は東京到着の後ちに決定する手筈になつていた(詳しくは ソナードとの間に、司法省で法学教育も行う旨の口頭の 約 束 を 結 島弁理公使は、渡欧中の司法大丞兼大検事河野敏鎌立会の上、ボ 学教育に関する特別報酬が定まらなかつたからである。そこで、 初、法学教育の担当が予定されていなかつたというのではなく、法 務であつて、法学教育のことにはふれてい ない。 それは、契約当 と、司法省の法律顧問となり、主として立法に参与するのがその任 つたので、彼が不満をいだいたというのが、 真相のようである。 7

司 一法省では、両者の調停を、先きに雇入れ、 主として通訳をして

あ

られたガリーの書簡を、次に掲げよう。 に。前者は本稿とは関係がないのでそれを省き、後者とそれに添えた。前者は本稿とは関係がないのでそれを省き、後者とそれに添えた。前者は本稿とは関係がないのでそれを省き、後者とそれに添えた。前者は本稿とは関係がないのでそれを省き、後者とそれに添えた。ガリーの仲裁で両者の不和は一応解消、十いたガリーに依頼した。ガリーの仲裁で両者の不和は一応解消、十いたガリーに依頼した。ガリーの仲裁で両者の不和は一応解消、十

### 可法卿閣下

百拜

「翰拝呈仕候然者ボアソナード氏ョリノ書面並同氏及プスケ氏百拜

# 明治六年十二月三日

千八百七十三年十一月二十九日(第二号)

**ノ事ニ御座候** テ法律学ヲ学ヒ始メンメ度趣閣下ニ於テ御用意有之候段正ニ御尤 謹テ拝呈仕候然ハ既ニ仏朗西語ニ熟習シタル日本ノ少年輩ヲ**シ** 

り候事ニ御座候シ新法律ヲ後日行ヒ施ス可キ者ハ此学校ニ於テ成業セシ彼等ニ在シ新法律ヲ後日行ヒ施ス可キ者ハ此学校ニ於テ成業セシ彼等ニ在員ヲ成長スル場所ニ御座候且方今政府ヨリ令ヲ下シテ新制セシメロ人今爰ニ設ケ行ハシメントスル法律学校ハ日本ニ於テ後来ノ官

私共両名ハ政府ヨリ法律評議ノ為ニ御召寄セニ相成居候事故当方今法律ノ編集未タ進マザルナリ

年中ハ今般学校ノ教授ノ初ニハ可

相勤候間外ニ新

教師御召寄

ハ及不申候

紀年 月ト定ル年ヲ云フ 甚タ進ミ可申候ノ人来年五月中旬ニ非ザレハ其職ニ入ル能ハザラン其時ニハ学校ノ人来年五月中旬ニ非ザレハ其職ニ入ル能ハザラン其時ニハ学校

時ニ至ラハ新立法モ一部分ハ布告ニモ相成且ツ之ヲ教授致シ候様来秋ニ無之候ハム新ニ教授スル人ヲ増加スルニハ不及候且ソノ

二可相成候

ノ新法改正有之候節能ク之ニ接シテ心得居候事故右ノ者ニテ宜シ今度新学校ノ初メノ教師ハ閣下ノ御選挙ニテ是迄ノ通リ且日本

(手塚註・以上がボアソナード及びプスケ連名の見込書であつて、ク候事ト存込候間右敢テ申上候

以下はガリーの添書である)

テ右ノ教師ニ御命シ有之候テ可然事ト奉存候此儀ハ解シ雖キ委シク存シ居且是迄相勤居候事故「ボアソナード」氏両人ニ右ハ「ブスケ」氏儀モ永ク御履ニモ有之日本法律ノ事情モ

### テ ブガ IJ \_] 氏加文仕候

シ故ニ御座 無之候ハ鮫島閣下ニ於テ今度ノ新職ノ増給金ヲ御決定相成ラザリ 指揮官ト相ナシ候様明ニ命ヲ受ケタリ然シナガラ其条約中ニ記載 |数度ニ御座候テ同氏ヲシテ学業ニ管シタル大事ハ都テ新教課ノ 事ニ付鮫島閣下ヨ IJ 「ボアソナード」 氏二 慥ニ御約定有之候

成可申候

「ボアソナード」 氏ノ御雇ニ相成候節 同人之ヲ承知致シ候ハ畢竟 河野氏此ノ約定ノ正シキヲ保証可有之ト 奉 存 候六月二十四 日

コノ約定モ有ノ故ニ御座候

候生徒へ相渡候免状ノ事ニ付閣下ニ御相談可申上候 生徒ノ試験方且試験 「ボアソナード」 氏一ト度此ノ増役ニ命セラレシ上ハ稽古 ノ上裁判役及政令職ニ採用相成候テ可然ト存 規則

奉願候恐惶頓首敬白

年来仏国ニテ教へ来リシニ習ヒ且巴里ニ於テ彼教授致シ候如ク経 又「ボアソナード」 氏ハ十二月ョリ「バヒー」 氏ノ代トシテ多

済学相始メ候積リニ御座候

ことで、

に対し「卿公及其他関係の重官」からの「答辞」として、

ガリー

これ

両者の妥協が成立、司法卿の指示を求めたのである。

事ニ御座候此教課ノ本然ノ位地ハ法律学課 ノ法律学ヲシテ国民一般ノ繁昌ヲ開ク基礎ノ原由ヲ熟知セシムル 此ノ教ニ付テハ別段前以学ヒ置クベキ事ハ無之ソノ目途ハ後日 ノ同 時ニ「ブスケ」 氏ハ法律学ノ初歩ノ教授ヲ初メ候積リニ ノ初年ニ 有之候

席ニ於テ隔日ニ教授致シ候 用方モ取交セ教授致シ候 「ボアソナー 及「ブス ケ 1 両 ブ 12 氏 ì IJ ル ー ブ 氏ハ「メートル、ド、 P 1 ル 氏 ノ出

ナー

۲,

Ħ

?法省法学校小史(1)

御座候且欧羅巴中重立タル法律ノ歴史ヨリ抜出シタル諸例及ソノ

徒ノ書留ヲ検察シ生徒自ヲ勉強シ且後ニ至リテ教師ヨリ シトキ之ニ答ルノ用意ヲ為スニ必要ナル事々ヲ説キ明スノ任ニ ゴ フヘランス」 (maitre de conférence, 講師 註 問 トテ生 題 アリ 相

業可致手続キニ ニ相成リ候ニ付テノ入用ヨリ別段多分ニ相増候事ハ無之候 右二申上候儀ニ依テ卿閣下ヨリ 相成リ可申候定額金ノ儀ハ只新法律家ヲ今度御 É シク御用意有之候教ヲ直 開

۲

故学校ノ教モ亦相進ミ可申候 閣下ニ於テ此ノ目算ノ好キ機会ヲ重ゼラレ御取斗被下候様仕

来年ニ至リ候ハム其時ノ場合ニ随ヒ且日

本新立法モ相進ミ

候事

に学則、 済学を担当、 これらの書簡によつて推察すると、 生徒の試験、 ブスケは西洋法律史をふくむ法律の初歩を担当、 免状などの件はボアソナードが諮問に答える ボアソナードは十二月 から

自己の所信を上申した。 指示があつた形跡はない。 しかし、 ŀ, 中御答可有之候」とある。 両名に伝えた文書によると「見込書法律学教授ノ儀ニ付テハ数日ノ ブスケの役割について、 司法省当局から ブスケ両人の取扱いについて、 これは法学校の構想を述べ、 「数日ノ中」 十二月十七日、 司法当局は、 早急の決定を迫まられたわけである。 に、 忌憚のない意見を開陳し 法学校におけるボ この件についてガリー 両名に対し、 併せてボ なんら アソナー か

(七八九)

ものであり、次の通りである。(62)

法律学校第二号書状ノ儀ニ付中上候見込書

頭ノ職ヲ閣下ヨリ彼授候様願出候モ此機会ヲ附込ミ候ニ御座候其ハ畢竟即今ノ場合ヲ好機会ト存込ミ且法律学校指揮官及経済学教ボアソナード氏今般法律学教法相立度企ヲ起シ増給料相願居候ボアソナード氏増給料相願候儀ニ付左ノ見込ヲ略言仕候

御承知被下候様仕度トノ意ニ御座候テ去ル六月廿四日条約承知仕候旨)ヲモ申上置キ閣下速ニ御決定が定有之旨及河野閣下此約定ノ御保証可被下旨及此事有之候ニ依上(此教課ノ一部分ハ同氏へ御任セ有之候様鮫島閣下ヨリ明ニ御

中ニモ有之第一法律編制ヲ輔佐仕ル為第二凡テ法律上ニ管シタル事ハブスケ氏ノ本心ニハ有之間敷候何故ナラバブスケ氏ノ条約書(覚リ申候ニ二百円ニ御座候 ) 乍然元来拙子モ承知罷在候通 リ 此共ニ法律学初歩教授仕度旨ブスケ氏へモ申談候此亦増給可有之候増給ト申文字ハ誰トテモ気ニ叶候文字ニ御座候間ブスケ氏一同

ザ

ル事ヲモ承知不仕候間其ノ目途本省ノ目途ニ全ク相応致ス間

ハ差構へ不致事ブスケ氏ニハ聊モ増給不相成候共ポアソナード氏居可申候乍併ポアソナード条約書中ニハ此事無之候間此等ノ餞ニ法律ヲ教授スル為ニ御雇相成候主旨ハブスケ氏ニ於テ元ヨリ心得諸件ニ付テ日本政府ヲ輔佐スル為第三司法省ニ於テ及学校ニ於テ

然ルニ拙子ノ積リハ左ノ通ニ御座候自ラ三百円ノ増金有之候事ト断然ト存込居候

|ニ相始候旨ハ無之明瞭ナラサル御約束ニ御座候且今度ボアソナ||鮫島閣下右ノ御約定有之候得共ボアソナード氏日本エ当着致シ||

然ト奉存候施院ニハ相成兼候依テ此事ヲ以テボアソナード氏ニ御理解有之可施候ニハ相成兼候依テ此事ヲ以テボアソナード氏ニ御理解有之可必候様生徒進歩致シ候節ニ無之候得ハ決シテ右ノ御約定ヲ実際ニード氏学校生徒へ教授致シ度申上候処ノ経済学高課ヲ能ク無ヲ

ハ日本ノ様子へ聊モ不在且仏国ニ於テ可施事ヲ日本へ施シテ適セ候得共閣下ヨリ此官ト此権トヲ御附授有之候トモボアソナード氏候得共閣下ヨリ此官ト此権トヲ御附授有之候トモボアソナード氏事のと権ノ指揮ト可相成哉モ難斗候間此旨能御揮ヨリ遂ニハ漸々一般全権ノ指揮ト可相成哉モ難斗候間此旨能御又ボアソナード氏学校ノ指揮職ヲ得度ト望居候ナガラ学校ノ指

スリベロール氏ノ条約書ニ有之候通リブスケ氏ハ学校ノ指揮官 フリベロール氏ノ条約書ニ有之候通リブスケ氏ハ学校ノ指揮官 フ・コール氏ノ条約書ニ有之候通リブスケ氏ハ学校ノ指揮官 フリベロール氏ノ条約書ニ有之候通リブスケ氏ハ学校ノ指揮官

ル氏へ御任可有之候事
ル氏ノ生徒ヲ其ノ新教師ニ御任セ可有之候第四新生徒ヲリベロール氏ノ生徒ヲ其ノ新教師ニ御任セ可有之候第四新生徒ヲリベロー立出席可致候第三法律学教師ハ直ニ横浜ニ於テ御求有之リベロール氏ノ生徒ヲ其ノ新揮官ハ日本ノ指揮官及其外本省ノ官員二人ト会議相第一法律学校ノ指揮官ハ日本人ニ御言付可有之候第二ボアソナ

ヲ不被差置間前顕中上候通リ本省ニ於テハ御自由ニ御施令可有之 右数条ニ申上候見込ニ依リ生スベキ利益ハ第一外国人ノ指揮官

候第二ボアソナード及ブスケ両氏ハ日本指揮官及本省ノ官員二員

御貫旨相成可申候何故ナレバ彼ハ二人ニテ論シ本省ノ方ハ三人丿(\*\*\*) 候又両氏ノ説本省ノ意ト比適不致候節モ本省ニ於テ御都合好キ様 ト斟酌シテ会議スル職ニ被申付候へハ右両氏ノ自愛ノ心モ満足致

授可致候且ソノ生徒ハ翌年法律学教師ニ就テ法律教授ヲ受ケ可申 候第四右両人教授致候時間リベロール氏ハ二十名ノ生徒ニ預科教(ホホギ) ヲ以テ御論有之候第三新教師御雇相成候テ日々五字間宛教授致候 ハム右両人ニテ毎周二度ツムノ教授ヨリモ生徒ニ於テ利益可有之

子ヨリ同人エ可申談候且リベロール氏ヲ以テ「メートル ド フヘランス」ニ任シ生徒ノ書留類ヲ取調へ生徒ノ勉強イタシ方等 教師到着イタシ候迄ブスケ氏毎周二度ツム法律学校業可致様拙 若シ只今横浜ニ於テ法律学教師御見当リ無之候ハム仏国ヨリ法 ・コン

候但リベロール氏是迄ノ通リ語学モ教授致シ且二十名ノ新生徒ヲ 教授致候為二別段語学教師御雇相成候様仕度候事

必要ナル事々ヲ説解シ且ブスケ氏ノ問題ニ答候用意ヲ説示シ可申

概ヲ相記シ候

第一等 生徒二十名 依之当年内等級割左ノ如シ

ブスケ氏法律学ヲ教授致シ新教師御雇相成候迄リベロ 1 ル氏

生徒二十名 二百円給ノ新教師語学教授致候リベロ 1

司法省法学校小史(1)

引続キ語学教授致候

氏ノ等ニ入候為ニ預科授業可致候

右ハ新法律教師来着迄ノ事

今度新教師御雇相成候上ハ左

第一等生徒二十名 法律学ノミヲ授業ス可シ

第二等生徒二十名 リベロール氏法律学ニ入ル預科ヲ授業ス可

可相成者御座候且今ヨリ二年ノ後ボアソナード氏ハ第一等ノ生 経済学ヲ教授可申候 依之本省ニ六十名ノ生徒ニ相成候テ皆日本ニ於テ新官吏ノ苗ト 第三等生徒二十名 新語学教師語学歴史等ノミヲ授業ス可

今ヨリ二年相過キ候後ハ毎年新官吏大凡二十名程ヲ卒業出来可

依之官吏ト可相成卒業致シ候迄ノ修業時間

ハ四年間ト相成候

別帋表ヲ添テ差上候尤表中記シ候ハ特ニ法律学校教師ノ入用ノ大 仕ヲ以テ裁判官又ハ本省官吏ニ御補任可有之候 此成立ヲ生スル為ニ必要ナル諸入費ヲ閣下ノ御一覧ニ具候為ニ

甚不過之候誠惶謹言 拙子ノ小量ヲ以テ閣下御満足被為在候様真実ヲ表シ候ヲ得ハ幸

ガ IJ

十二月十七日 奉呈

司法卿閣下

楠田明法頭閣下

四ヶ年間八十名ヨリ一百名ニ至ルマデノ中ノ生徒ヲ教育スル為

七一

ノ漸々増シ来リタル入費惣高

三万六千円ナリ

ル年リ二一 ニ七年八 至三ョ七 初 同 奉存候 費出ハ此外ニ御座候依之毎年惣入二万円ト御見積リ相成候様仕度 千八百円ニモ可相成候但教師館等修善入費及教師ニ給与可致キ雑 マデヲ毎年卒業出来可仕候且毎年教師ニ付テノ入費ハ凡ソ一万六 :様ノ事ニテ只教師ハ多人数ト奉存候 腽 右ノ四年相過キ候後ハ官ニ就キ可申若官吏二十名ヨリ二十五名 年 師語 学教 員生 惣計 人 高初 惣年 計金 師語 学教 可新 キニ 人 1 1 ルベ 者来 П 名 円二百五十 = 月 百 給 円 百二 円千 四 三千円 給一 惣年 計月 名リ二 マ二十 デ十名 五ョ 名リ二十 マ二十 デ十五 ヨ 生 徒 円三千 五二 名十

ル年リ三一 ニ七年八 至四ョ七

計金第高二 惣年

員生 惣計 人

第二年

師語学教

1 1

ルベ

円二百五十

三千円

名リ二十 マ二十名 デ五コ

円四五 百千

名五 十

この上申書の要旨をまとめて列挙すれば、

次の通りである。

p

R・W・14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 -	『艾羊交』 巨圭 『 大班司人女 』 すど 巨 長 芒 善 美川 殳 臣 ノ タ レ
---	--

ル年リ五一 第 ニ七年八 四 至六ョ七 年						ル年リ四一 第 ニ七年八 三 至五ョ七 年					
員生 惣 計人	計金第 高四 惣年	師語学教	師語 学 教	教法 師律 学	教法 師律 学	教経師済	員生 惣 計人	計金第 高三 惣年	教法 師律 学	師語 学 教	師語 学 教
		ル新者ニ来	リリ ルベ ロ	者リ仏 来国 ルヨ	ブスケ	ナボ Iア ドソ			者り仏 来国 ルヨ	ーリ ルベ ロ	ル新 者ニ 来
		二百円	三百円	四百円	ジ増給但	ジ増給門			四百円	ス円月同三 ヲ々氏百 増五給円 加十料尤	
		百二円千四	百三 円千 六	百四 円千 八	百二円千四	百三円千六			百四 円千 八	百三円六	百二十四
		名リ二十 マ二十名 デエスコ	名リ二十 マ二十名 デナ名ョ	名マニナ マニナ名 デエス	名リ二十 マ二十 デ十名 エ				名リ二十 マ二十名 デ 五コ	名リ二 マ二十 デ十名 五ョ	名リ二 マ二十 デ 五 コ
	円千一 八万 百六							円八一 百万			
百名							五七名十				

育学牧頂の也立を希望しているが、それを与えてまいけない。ボアソナードは、学校の指揮役(校長の意味であろう)および経

二 ブスケもまた学校の指揮役にしてはいけない。 済学教頭の地位を希望しているが、それを与えてはいけない。

よれば、日本側が主導権を掌握できる。 員二名、ボアソナード、ブスケの合計五名で合議する。多数決に三 学校の指揮役は、日本人官員とし、校務は、指揮役と本省の官

が、特別に二百円支給してはどうか。 する増給は、不必要の筈であり、本人もそれを期待してはいない約書にはじめから法学教授の件が決められているから、授業に対四 ボアソナードは三百円の増給を期待している。ブスケはその契

時、経済学を教授する。

時、経済学を教授する。

一学年生徒定員二十名(あるい学校の編成は、修業年限四年、一学年生徒定員二十名(あるい学校の編成は、修業年限四年、一学年生徒定員二十名(あるい学校の編成は、修業年限四年、一学年生徒定員二十名(あるい学校の編成は、修業年限四年、一学年生徒定員二十名(あるい学校の編成は、修業年限四年、一学年生徒定員二十名(あるい

(6)、(5)、カリーは、同年十二月、大木司法卿宛の別の手ソナードにからい。ガリーは、同年十二月、大木司法卿宛の別の手以上がその要旨であるが、ガリーの上申はブスケにあまく、ボア

ボアソナード氏ノ存込ニテハ日本へ御召寄ニ相成候節ノ主意ヨ

分考えられる。

之事故彼ヨリ閣下へ申上候目的へ御察シ難被遊ト奉存候乍然忝ク不被遊殊ニボアソナード氏ノ執権ヲ望ムノ性質ハ委シク御熟知無レ度ト思起シ候事ニ御座候足下ニ於テハ外国人ノ御取扱ニ御習レリモ省中ニ於テ尊大ノ要ヲ得度トノ意ニテ是迄ノ取極候証拠ヲ免リモ省中ニ於テ尊大ノ要ヲ得度トノ意ニテ是迄ノ取極候証拠ヲ免

司法省法学校小史(1)

初ヨリ御差止相成候為メ御用意有之候様仕リ候得ハ拙子ノ務ト奉申上同氏ヨリ閣下ノ権ヲ犯シテ不可為之事ヲ致サントノ全テヲ端予ヲ毎ニ御信用被下候ニ依テボアソナード氏ノ心組ヲ閣下ニ現ニ

たようである。 と述べているごとく、ボアソナードの態度には反感をいだいてい

存候

を実際上果したにすぎず(法学校という名称も明治十年一月以前には学校には終始一貫して校長の職が置かれず、所管の局課長がその職運営に、格別の影響をあたえたと思われる形跡はないが、司法省法また、法学校に関するガリーの構想が、その後の法学校の組織と

なかつた。本稿五六頁註1・参照)、その点では、学校として寔に漢

当局のボアソナードの処遇決定に、一つの支えになつたことは、十地位をねらうのを避けるための考慮によるのかも知れない。 御屋地位をねらうのを避けるための考慮によるのかも知れない。 御屋地位をねらうのを避けるための考慮によるのかも知れない。 御屋然とした形態であつたのは、ガリーの忠言で、外国人教師が校長の然とした形態であつたのは、ガリーの忠言で、外国人教師が校長の

ざるままになつていたと思われる。ず、したがつて、ボアソナードの十二月阻講の申出も結局は実現せな交渉がつづけられたかは明らかでないが、事はなかな か 決 定 せんを後、司法省当局とボアソナードおよびブスケとの間に、どん

翌七年三月二十四日、可法卿とボアソナード、ブスケとの間によ

七四 (七九四

個所をのぞき同文である。次に掲げるのは、ブスケのそれである。(67) うやく<br />
法学教授に関する契約が<br />
調印された。<br />
両契約書共に個人別の

言人ジブスケ氏ト共ニ取結ブ約定左ノ如シ 日本政府ノ司法卿閣下及東京ニ居住シタル巴里府控訴裁判所代

'法卿閣下先般日本政府ノ用務ノ為メ法学士トシテ雇入タルジ

ブスケ氏ヲ今般司法省ニ在ル法学生徒ノ教師トシテ依頼ス

第二条

教授ノ時間ハ毎日一時半トス

タル法学教師補ボアソナートデフランデアラヒ氏ト相談ノ上取極 教授ノ学科及ヒ生徒修業規則ハ巳ニ法学士及教師トシテ雇入レ

メ明法寮官吏へ申立ツヘキ事

四月一日ヲ以テ始メトス 生徒教授謝金トシテ一月ニ付 (金銀) 百五十円ヲ給与ス但シ来

第五条

教授職務ノ期限ハ司法省ヨリ生徒ヲ仏国へ送クラレルカ又ハ其

学校ヲ廃止スル時ヲ以テ終リトス 然レトモ千八百七十二年一月 公使鮫島氏及フスケ氏ト取結ヒタル条約期間ヲ過ル事ナシ

ル可キ事 此条約中ニ記載セサル 条 ハ巴里府ニ取結ヒタル約条ノ通リ守

東京ニテ

約条本書ニ通認

ボアソナードの増俸は金二百円で、本俸七○○ドルにその分が追(8) 明治七年三月 ブスケ 司法卿大木喬任花押

であるから、非常に有利に取扱われたわけである。しかし、 が、彼の場合は、法学教授の分も本俸五○○ドルに含まれていた筈 加された。ブスケのそれは金百五十円で、ボアソナードよりは低い 両者共

力を失つていたのである。でないが、明法寮の職務は、 等出仕を免ぜられ、明法頭専任となつている。また、鶴田皓は前に も述べたごとく六年十二月二十八日、明法助から明法権頭に昇任し ていた。この頃になつてふたたび専任首脳部が揃つた理由は明らか にボアソナードの期待あるいはガリーの進言よりは安い。 これより先き、七年二月十二日、楠田は正院三等出仕兼司法省三 法学校のことをのぞいては、

昔日の勢

ールは、退職、帰国した。 当する法律学専門の授業が開始されることになつた。同時にリベロ かくして、明治七年四月よりいよいよボアソナード、 ブスケが担

学した。それがため、その欠員補充として、六年七月二十二日、門(元) (元) 高畠里美は六年三月二十日、浅岡一は六年五月十四日にそれぞれ退 藤孝一は六年二月二十二日、野々村保次郎、横田孝敬、佐藤金三郎、 ここで生徒の異動をみると、五年八月に入学した二十名の内、近

外の掲示で「十五才以上廿三才迄」「仏学従事法科志願ノ者」「十名程

右之通見込候間御評議之上生徒被仰付候方可然と奉存候

三教師

この措置は、翌七年三月、廃止となつたが、それまで通学した井上 に「聴聞」として通学するか、適当の方法を選ぶよう命ぜられた。(4) 同年九月の試験の結果、十七名の者が一応選抜された。その者達に の募集が行われたのである。志願者が何名いたかはわからないが、(72) 当分の間従来の学塾で更に勉学するか、あるいは明法寮の授業

特別に試験が行われ、全員合格となつた。次の通りである。操、木下哲三郎、内藤直亮、矢代操の四名の熱意がみとめられて、 今三月三十日是迄致通学居候生徒四名鶴田名村両氏立立ニ而私

共試験仕候処右之通ニ有之候

ホワソナート講義 其講義之事ヲ仏文ニ綴ラセ

フスケ仏文聞取書

法学両教師試験之手続

いるからである。

徒ヨリ相劣候得共法律ノ講議ヲ了解致シ候事相違無之候 試験終テ一同評議仕候処右生徒之学力現今ノ処ニ而者従前ノ生

聴聞致シ候事ハ人皆知ル所ニシテ実ニ感服仕候此一事ヲ以テ閣 教師リヘロル着目致シ候条々左ニ申上候 日々当校へ通ひ其勉強実ニ有志憤発ヨリ出テ仏学講義等ニ陪席 右四名之生徒六月以上晴雨寒気を不厭東京中ニ而も尤遠方ヨリ

経候共進歩之功無之候ハゝ御免被仰付候趣御達被置候様仕度尤其 先ッ来ル土用休暇迄三四月間試ミノ為生徒被仰付若其時間修行を 試験之上仍ホ可申上候也 前文之次第も有之殊ニ現今在学生徒ノ人数モ至テ少ク御座候間

司法省法学校小史(1)

ヨリ御恩賞ヲ賜候而も可然と存候

そして四月四日、その四名は「明法寮生徒」に任命された。(で) 司法卿閣下

ドの開講の演説を翻訳した井上操が我輩「十五名ノ生徒」と述べていなかつたようにも思われる。なぜならば、次に述べるボアソナー 不詳)に退学した。これらの生徒は、四月からの授業には出席して(行) ところが、中村健三、水野貞次は四月十八日、中川元は六月(日

いる。(8) 南法と親族法とはブスケが担当することを明らかにして(8) の大要と、法学校における講義の予定を述べたのである。それによ 四月九日、ボアソナードは、はじめて法学校の教壇にたち、性法

井上操筆記・明治十年六月・司法省初版)として出版された。「刑法撮ボアソナードの講義は、後ちに「性法講義」(ボアソナード講義、 明治八年五月序文の司法省蔵版の初版は、 ない。 ブスケには「仏国商法講義」(ブスケ講義、 のものか、あるいは司法省へ引継がれた以後のものかははつきりし も、法学校の講義であることは明らかであるが、それが明法寮時代 要」(ボアソナード講説、 井上操筆記・明治十年十二月・司法省蔵版) 和装附録共四冊、明治十四 **黒川誠一郎口訳** 

七五

(七九五

がつて、四月四日現在の生徒数は十八名である。

てよい。 な講じたとすれば、その内容はこの著述と大同小異であつたとみ 技を講じたとすれば、その内容はこの著述と大同小異であつたとみ 校の講義とみることには疑問がある。しかし、ブスケが法学校で商 大月版の活字一冊本は増補完結本)という著述があるが、これを法学

とは、時間表が残つていないので残念ながらわからない。そのほか、ボアソナードおよびブスケの講義について、詳しいこ

出したが、新規則では、本人並に身元引請人として父兄又は親戚おされた。まず、従来の生徒は、管轄府県官員の「引請証書」のみを提(83) 明治七年四月、補欠生徒入学の折、従前の「生徒規則」が若干改正明治七年四月、補欠生徒入学の折、従前の「生徒規則」が若干改正

の誓約として「卒業ノ上ハ十五ケ年ノ間奉職如何トモ御指令ニ随ヒよび府県官員から証書を提出することが要求され、とくに本人から

その後、生徒に関する措置で、若干改正が行われたものがある。その後、生徒に関する措置で、若干改正が行われたものがある。(8) すなわち、七年五月、下宿にて病気療養の際、これまで全く給与がすなわち、七年五月、下宿にて病気療養の際、これまで全く給与がを改め、食費も官給としたこと、さらに同年十二月、帽子、洋服、を改め、食費も官給としたこと、さらに同年十二月、帽子、洋服、を改め、食費も官給としたこと。

した。司法省は同月十四日、次のごとき報告を行つている。計表取調」のため、司法省に対して「所轄学校」の現祝調査を依頼明治八年二月十二日、文部省は「米国博覧会へ可差出全国学事統

之通候間右ニ而御承知有之度候也料並教師生徒共人員之現数廻付候ハユ御掛合之趣致承知候則別紙料並教師生徒共人員之現数廻付候ハユ御掛合之趣致承知候則別紙米国博覧会へ可差出全国学事統計表御取調ニ付当省所轄学校学

明治八年二月十四日

司法大少丞

別紙

文部省

報告課長 御中

明法寮学校

但専門法朗西法律学

外国教師弐人 但仏国人

生徒拾五人

明治八年二月

明法寮

宜上、一時的に 使用したもので あつて、「明法寮法学校」の名は、名称が使用されているものはみあたらない。この文書の名称は、便とこに「明法寮学校」とあるが、公文書では、これ以外に、その

公式の称呼ではなかつたと、私は考えたい。

開始から数えて、約二年八ヵ月の歩みであつた。は教師と共に司法省本省に引きつがれたのである。五年九月の授業は教師と共に司法省本省に引きつがれたのである。五年九月の授業に廃止された。と同時に、明法寮生徒の制度もその幕を閉じ、生徒明治八年五月四日、それまで衰退の途を辿つていた明法寮は、遂明治八年五月四日、それまで衰退の途を辿つていた明法寮は、遂

七七頁。「司法省へ達」が、司法省宛の「御沙汰」となつて いる 文(1)「法規分類大全」第一編官職門・官制・刑部省弾正台司法省台・

# 献もある(例えば「憲法類編」第四・四五丁裏)

- (2) 「司法省創設当時ノ職員」・法曹記事第二五巻六号 (大正四年)・
- (3) 大槻文彦「箕作麟祥君伝」(明治四十年)·一二一頁。

一一七頁以下

- (4) 拙稿「仏蘭西法典の移入」・歴史と生活第六巻 (昭和十八年) 五
- (5) 拙稿「明治法制史上におけるギュ・ブスケとブスケ」・明治文(5) 拙稿「明治法制史上におけるギュ・ブスケとデュ・ブスケ文献補遺」・明治文化 第一六次 (1) 出稿「明治法制史上におけるギュ・ブスケとブスケ」・明治文化 第一六 (1) 出稿「明治法制史上におけるギュ・ブスケとブスケ」・明治文 (1) 出稿「明治法制史上におけるギュ・ブスケとブスケ」・明治文 (1) 出稿「明治法制史上におけるギュ・ブスケとブスケ」・明治文 (1)
- (6) 加太邦憲「司法省法学校設立 最初 半ヶ年の状況」・法曹記事第二六巻(大正五年)七号・八五頁。この話は、加太の別の回顧談に二六巻(大正五年)七号・八五頁。この話は、加太の別の回顧談に本人臨時増刊 大正六年九月・四四頁――四五頁)、かなり 簡略化さ本人臨時増刊 大正六年九月・四四頁――四五頁)、かなり 簡略化されている。
- が、これも誤りである。 来た」(前掲外国教師・前掲半百年記念号・四五頁)と 述べて いる来た」(前掲外国教師・前掲半百年記念号・四五頁)と 述べて いる(\*\*\*)
- いる(江藤の官歴は、すべて「江藤南白」上巻年譜・二七頁以下に八日任)、左院副議長(四年八月十日任)を経て 司法卿に 就任して八日任)、左院副議長(四年八月十日任)、文部大輔(四年七月十かは、正確には わからない。 彼は、中弁(二年十一月八日任)、太かは、正確には わからない。 彼は、中弁(二年十一月八日任)、太かは、正確には わからないので、江藤がいかなる職に在任中の出来事

- 表る)。 おそらく中弁時代の出来事と想像される。 箕作のフランスとる)。 おそらく中弁時代の出来事と想像される。 箕作のフランス法律家招聘を提議したとしても、決して不自典の移入・歴史と生活 第六巻五号三五頁参照)、彼が その翻訳の便民法翻訳に対し、江藤は有力な後接者であつたから(拙稿・前掲法大可以テ法律ノ顧問トスルハ蓋此ヲ始ト ス」(「解難」・明治二十三人ヲ以テ法律ノ顧問トスルハ蓋此ヲ始ト ス」(「解難」・明治二十三年・三頁――四頁)と述べているのが、それである。 箕作のフランスよる)。 おそらく中弁時代の出来事と想像される。 箕作のフランスよる)。 おそらく中弁時代の出来事と想像される。 箕作のフランスよる)。 おそらく中弁時代の出来事と想像される。 箕作のフランスよる)。 おそらく中弁時代の出来事と想像される。 箕作のフランスよる。
- (9) 楠田英世談によると「此のブスケは明治四年頃、岩倉公等が欧(9) 楠田英世談によると「此のブスケは明治四年頃、岩倉公等が欧と思われる。なぜならば、明治四年十一月十日、東京を出立、がいと思われる。なぜならば、明治四年十一月十日、東京を出立、がいと思われる。なぜならば、明治四年十一月十日、東京を出立、がいと思われる。なぜならば、明治四年十一月十日、東京を出立、がいと思われる。なぜならば、明治四年十一月十日、東京を出立、がいと思われる。なぜならば、明治四年十一月十日、東京を出立、がいと思われる。なぜならば、明治四年十一月はじめパリーで契約したブスケの雇一年・例言一頁)、同年十二月はじめパリーで契約したブスケの雇人れに、関係するわけはないからである。
- れることは、十分考えられる。巻・四九二頁、五○九頁)、フランス人 法律家雇入れの件を たのま巻・四九二頁、五○九頁)、フランス人 法律家雇入れの件を たのま局の依頼によつて、 周旋して いるから(「渋沢栄一伝記資料」第二へのと デュ・ブスケは、宮岡製糸工場の技術家も、明治三年の春、当
- 御雇外人関係の文書を丹念に写し取られ、現在、それを所蔵されて師)は、司法省内各局課に散在して保存されていた明治初期司法省近) 戦前、当時東京地方裁判所判事であつた堀内節氏(中央大学講

ケの契約書もその一つである。. させていただいた。以下、「堀内メモ」と仮称して引用する。 ブスさせていただいた。以下、「堀内メモ」と仮称して引用する。 ブス内氏の持つておられるこの尨大な写本は、寔に貴重な資料である。いる。原文書のほとんどすべてが、戦災によつて失われた今日、堀

を期待して止まない。 を別さい。 の文書類をほとんど公表されていないが、向 は、知内氏は、この文書類をほとんど公表されていないが、向

- (1) 梅渓・前掲お雇外国人・三七頁以下参照。
- (3) 堀内信「晦結溢言」(明治四十年)巻二・一七〇頁。なお、「和歌山に法律学の何を教えたかは明らかでない。この「前記」は、和歌山に法律学の何を教えたかは明らかでない。この「前記」は、和歌山に法律学の何を教えたかは明らかでない。この「前記」は、和歌山県史前記」「和歌山県史料」第一冊によると、サンドルは三年七月、山県史前記」「和歌山県史料」第一冊によると、サンドルは三年七月、山県史前記」「和歌山県史料」第一冊による。その御厚意を謝す。
- る)。なお、ブスケについては 拙稿・前掲ヂュ・ブスケとブスケ・の満期に先立ち とくに 許されて離京、帰国した(「堀内メモ」によ年延長、同年十月十二日、駿河台袋町へ転居、九年三月七日、契約四日、司法省構内の新官舎へ移つた。八年三月二十三日、契約を一四日、司法省構内の新官舎へ移つた。八年三月二十三日、契約を一四日、司法省構内の新官舎へ移つた。八年三月二十六日の火事は、ブスケは最初築地に住居を構えたが、五年二月二十六日の火事

明治文化・第一五巻一二号三頁以下、野田良之「明治初年における明治文化・第一五巻一二号三頁以下、野田良之「明治初年における」以下フランス法の研究」・日仏法学(一九六一年)第一号・四三頁 以下フランス法の研究」・日仏法学(一九六一年)第一号・四三頁 以下フランス法の研究」・日仏法学(一九六一年)第一号・四三頁 以下フランス法の研究」・日仏法学(一九六一年)第一号・四三頁 以下フランス法の研究」・日本語は、ガスケの著作 Le Japon de nos jours, 等参照。とくに、野田教授は、ブスケの著作 Le Japon de nos jours, を参照。とくに、野田教授は、ブスケの著作 Le Japon de nos jours, 野田良之「明治初年におけるである。

- (15) 松下は慶応三年七月、 合法学第六巻二号・八一頁以下)がある。 して 書かれたものに 向井健「埋れた恩人松下直美のことども」(綜 しい。以上の記述もそれによる。なお、この大熊氏の研究を土台に 集・二一頁以下、第四六集・二六頁、第四七集・三二頁以下)に詳 行の先駆松下直美概蹟」(筑紫史談第四四集・二三頁以下、 まで昇進した。松下の経歴については、大熊浅次郎「幕末福岡藩洋 その後、明法寮存続中、 だしに官途につき、四年十一月、司法省九等出仕として明法寮に勤 語を教授したこともあつたが、四年三月、海軍省十二等出仕をふり つてスイスに留学、明治二年五月、帰朝、 一等降官)、四月に退院後は専らブスケの通訳をしたといわれる。 ブスケ来朝時は、病気にて入院療養中であつたが(病気のため 彼は九等出仕、 黒田藩からの留学生としてアメリカを廻 明法権大属を経て明法大属 一時は藩校修猷館で英仏
- 下による。 「行) 楠田の官歴は すべて「元老院勅奏判任官履歴書」・五四枚表 以
- (1) 前掲江藤南白・上巻・六四二頁
- 頁以下。 (18) 前掲分類大全・官職門・官制・刑部省弾正台司法省〇・一三四

- ている。例えば、津田真道が七年八月五日、大法官に任命されたの月三日太政官達、前掲書・七八頁以下)、実際に その任命も 行われ施行に先きだつて設けられており(明治七月四日司法省伺、同年八四) 前掲書・一三〇頁。 しかし、「法官」の職は、司法職務定則の
- (2) 前掲分類大全・官職門・官制・刑部省弾正台司法省〇・一三一がそれである(前掲勅奏判任官履歴書・六一枚表)。
- 緻な研究であつて、その分析には傾聴すべきものがあるが、 理と家族法の原理・七○○頁、七一○頁)と述べておられる。沼博 を強化するものという べきなのでは あるまいか」(前掲財産法の原 査機関性の明示は創設的なものというより確認的にしてさらにこれ 促進・強化するためであり、司法職務定則における明法寮の立法調 なかつたと考うべく、法官制度の創置は新法草案定立につきこれを えない」「『生従ヲ教授』することは明法寮設置当初から主目的では なお仮説たるを出るものではないが、少しく疑問があるとせざるを そう詳細にこんにちに伝えてくれてある資料が見当らないがゆえに 法省がわがうけとつたのかどうかについては、その間の事情をいつ て……明法寮設置の御沙汰が出され、そのようなものとしてのみ司 定説となつている。しかし、当初、それだけの役割を担うものとし 機関として出発せしめられたのであつたというのがこんにち学界の が従たる任務となつたとみる説を疑問とされ「明法寮は、 所論もなお直接資料の裏付けを欠く「仮説」である限り、ここでは 士の前掲書に収録されている「司法省指令の形成をめぐる明法寮の (前掲書・六九七頁以下)の二論文は、明法寮に関する もつとも 精 (前掲書・六六二頁 以下)および「明法寮についての再論」 沼正也博士は司法職務定則によつて、明法寮の生従育成 法曹養成 前述の

- 一応これまでの「定説」に従つておく。
- 巻三、四合併号・一〇三頁――一二三頁。(2)「学校係書類」による。松尾・前掲法学教育・法学 志林 第六四
- 少輔伊丹重賢(四年十一月七日任、伊丹の官歴はすべて前掲勅奏判(四年十一月四日任、「司法沿革誌」・昭和十四年・五六五頁)、司法(3) この文書には、「宍戸」「伊丹」の捺印がある。司法大輔宍戸璣
- 日附と思われる。 て、司法省を去つているから、彼が関係したとすれば、それ以前の(24) 日附を欠くが、伊丹は五月二十二日に司法少輔を免官 と なっ

任官履歴書・六七枚裏以下による)である。

- (25) 註 (22) に同じ。
- (26) 松尾氏の覆刻(註22・参照)には、この逐年別数字は省略され
- (27)(28) 註(22)に同じ。
- 正しい。

  正しい。

  正しい。

  正しい。

  正しい。
- bhtる。 第二五八三号・大正十五年・一九頁)、外人係りを務めたもの と 思第二五八三号・大正十五年・一九頁)、外人係りを務めたもの と 思称していた時、横須賀製鉄所で通訳をしたこともあり、フランス語称していた時、横須賀製鉄所で通訳をしただ、 幕末、 北村元四郎と(3)(3) 「堀内メモ」による。 名村泰蔵は 司法省七等出仕(明治五)

- 33) 向井・前掲民法口授小考・前掲慶大百年論文集・五〇八頁。樺 山資綱は、明治五年九月「官員録」によると司法大丞兼大検事であ さらに一年延長した)、給料一ヵ月百五十円であつた。 彼は東京に 潜在中、雇入れられたが、その前歴そしてまた日本語に通じていた 理由もわからない。なお、当時の司法省御雇外人に、ガローが居た ように述べている文献もあるが(例えば前掲法政大学八十年史・一 ように述べている文献もあるが(例えば前掲法政大学八十年史・一 二二頁)、これはガリーの誤りであろう。なぜならばガロー(Garaud) 二二頁)、これはガリーの誤りであろう。なぜならばガロー(Garaud) に大学南校フランス語 教師(明治二年五月——明治五年三月、「東 は大学南校フランス語 教師(明治二年五月——明治五年三月、「東
- (33) 前掲東大五十年史・上巻・二四二頁。
- (34) 加太・前掲半ヶ年ノ状況・法曹記事第二六巻八号・八六頁。
- ○五枚裏)。彼が「明法助」に就任したかどうかは疑問としておく。八七枚表)、明治七年月不詳「官員録」においても同じである(一(55) 鷲津は、明治五年九月「官員録」によると明法寮権大法官(一
- 第三十一巻八号・大正二年・一五〇頁)と述べている。この「弐拾明二十一巻八号・大正二年・一五〇頁)と述べている。この「弐拾明二年を入学す許少を学生ハ戯が、之り帝国全般ニ如何ニ配置シ、八弐拾壱人ノ法律家カ出来タ処テ、之り帝国全般ニ如何ニ配置シ、八弐拾壱人ノ法律家カ出来タ処テ、之り帝国全般ニ如何ニ配置シ、八弐拾壱人ノ法律家カ出来タ処テ、之り帝国全般ニ如何ニ配置シ、大審院ノ如半重モナル裁判所へ一、二名宛り配置シ、以テ法理ノの大審院ノ如半重モナル裁判所へ一、二名宛り配置シ、以テ法理ノの大審院ノ如半重モナル裁判所へ一、二名宛り配置シ、以テ法理ノの大審院ノ如半重モナル裁判所へ一、二名宛り配置シ、以テ法で入りに同じ。磯部四郎は「江藤司法卿ノ下ニ於テ、始メテ此の、は、(4)。

つたと理解すべきであろう。 生徒定員が大巾にすくなくなつたので、止むをえず考えた計画であを人」は二十人の誤り、そしてまた江藤の構想は、経費縮減のため

- 「学校係書類」による)。なお、註(役)・参照。「学校係書類」による)。なお、註(役)・参照。 このことは、明治八年、一方十三日の文書に「舎長之儀者舎中之規則ヲ監シ病者欠席之節ハわかる。因みに、舎長には一カ月五円の手当が支給された(以上、中がの設置相成候節木下広次へ御申付相成候云々」とあることから学校御設置相成候節木下広次へ御申付相成候云々」とあることは、明治八年、学校係書類」による)。なお、註(役)・参照。
- (38) 加太·前掲自歴譜·八八頁。
- (3) 加太・前掲半ヶ年の状況・法曹記事第二六巻八号・八五頁――
- (4) 加太・前掲半ヶ年の状況・法曹記事第二六巻八号・八六頁――(1) 加太・前掲半ヶ年の状況・法曹記事第二六巻八号・八六頁――
- の世話役すなわち舎長(註(37)・参照)を指すものと思われる。締ョリ便宜指揮ヲ加フベシ」とあるが、この「生徒取締」は、生徒取締ニ屈ケ出ベシ」、第四条に「重病ノ者ハ 医官診察ノ上生徒取(42) 註(22)に同じ。この規則の第三条に「病気ニテ欠席スル時ハ生

- (43) 本文で述べたごとく、最初の計画では、修業年限が十ヵ年であるが、と修業打ち切り(卒業)の事情からも、そのことは推測できるが、このたが、経費の縮減から規模を縮小して開校したので、とくに予めて、 本文で述べたごとく、最初の計画では、修業年限が十ヵ年であ
- (4)(4) 註(22) に同じ。 れについては次節で後述したい。
- 綜合して、筆者が図表化したものである。(46) 「学校係書類」中の「日課表」「定課試問」「始終時間」などを

二十二日 赴任した 大学南校の 教師 ドウ・リベロールが『犯罪と刑 おいた写本である。 る(二四八頁以下)。 これについて、 風早氏は「既に明治四年十月 著風早八十二訳「犯罪と刑罰」(昭和四年)の附録に覆刻されて い 加理亜『刑罪論』抄訳 ドウ・リベロール」があり、ベツカリーア したものと推察する。その前編が司法省(現在の法務省)に所蔵さ みて、大学南校の諧義ではなく、明法寮の講義を生徒が日本語訳に 属する」(前掲書・邦訳への覚書・六頁)といわれている。 解任になつてゐるから、 方が適当かも知れない。ドウ・リベロールは明治五年四月二十一日 り、又所々日本のことに及んでゐるので訳と云ふよりは解説と云ふ り最後の章までの抄訳であるが、後篇の如きは文中訳者の 説 明 あ 至第十九章までの全訳であり、後篇(吉野博士所蔵)は第二十章よ れは前後両篇より、いづれも、その時講義を聴いた生徒が邦訳して(ホサト) 罰』の大要を講義したものが、『刑罰論抄訳』として出てゐる。 れていたこと、そしてまた 士とあるは、吉野作造氏である。 加太・前掲自歴譜・九二頁。リベロールの関係した著作に「蔑 前篇(司法省調査課附属研究室蔵)は第一章乃 右の講義は明らかに、
明治四・五年の事に ij 、ベロール識」とある「刑罰論 しかし、私は、この本の内容から

研究」・一三一頁参照。

研究」・一三一頁参照。

研究」・一三一頁参照。

研究」・一三一頁参照。

研究」・一三一頁参照。

- (48) 前掲司法沿革誌、明治七年三月の条に「仏国人法律博士エミール、ギュスターヴ、ボアソナード、ド、フオンタラビー及ジエオルル、ギュスターヴ、ボアソナード、ド、フオンタラビー及ジエオルで述べるごとく、司法省が両教師と法律学教授の正式契約を結んだではべるごとく、司法省が両教師と法律学教授の正式契約を結んだのは同月であつたから、その意味では前掲記事は正しい。しかし、その記事は、その時以降、ブスケがはじめて法律学を講じたようにも理解されないこともない。 も理解されないこともない。 49) 加太・前掲自歴譜・一〇二頁。私はかつて、ブスケ講義開始をも理解されないこともない。
- )) 前掲正則科略誌・法曹記事第二三巻一一号・一一四頁。

和十九年・三七頁)、ここで本文の通り訂正したい。

- 譜・八九頁――九〇頁)、かなり簡略化されている。号・八八頁。この話は、加太の別の回顧談にもあるが(前掲自歴行)(52)(53)(54) 加太・前掲半ケ年の状況・法曹記事第二六巻七
- ) 左院雇が正しい(拙稿・前掲チユ・ブスケとブスケ・明治文化

第一五卷一二号•六頁以下)。

- (56) 註(35)・参照。
- る。 鶴田の官歴はすべて前掲勅奏判任官履歴書・八六枚表以下によ
- (58) 前掲司法沿革誌・11三頁。
- (59) 「堀内メモ」による。
- れている写本である。 並ブスケー氏連名書及ガリー氏派書類」。 これは 司法省野紙に書かが 法務図書館蔵「仏国ボアソナード氏皇国着京以後司法省へ建白
- (61)(62) 前註に同じ。印刷の都合上図表は多少変形した。
- 「学長」と述べていることを指すものと思われる。(6) 本文で前述した ごと く、 リベロールの契約書に、 ブス ケ を
- (4) 註(6)に同じ。
- (65) 梅渓・前掲お雇い外国人・二三四頁。
- (6)(6)(8) 「堀内メモ」による。
- はわからない。年九月二十六日の筈である。期限前退職の措置について詳しいこと年九月二十六日の筈である。期限前退職の措置について詳しいこと日、契約を一年延長しているから(「堀内メモ」による)、満期は七(つ) 加太・前掲自歴譜・九二頁。リベロールは、六年九月二十六(つ)

確めえない。

- (71) 註(22)に同じ。
- 最初は、五年九月、生徒費用の「定則」を定めた文書からであるがある。明法寮の文書に、生徒懸(あるいは生徒掛)の名称がみえる類」による)。この文書の生徒懸の下に、「牧野」「佐野」の捺印が?) 明治六年七月生徒懸伺、七月二十二日 司法省 指令(「学校係書

- 法省本省の官員と思われる から(私は残念ながら六年度の「官員 見である。これまで、明法寮に「生徒掛」が置かれていたことはわ ない。他の二人の佐野が、六年七月当時、明法寮にいたかどうか、 録」をみる機会をもたない)、明法寮生徒掛で あつたとは 考えられ たと思われる。佐野の姓の三人の中、佐野綱方は六年七月当時も司 (本稿六四頁参照)にもあるから、 彼は開校当初から その掛にあつ 百名 新募集費 見込」(本稿六一頁参照)および「明法寮生徒規則」 徒掛の一人であることは確実であろう。「牧野」印は、「法学生徒一 ている(一〇四枚裏)。 牧野は終始明法寮官員であるから、 彼が生 属、佐野安麿の名はみえず、佐野久敬というのが司法少属に在職し によると、牧野は明法権大属(一〇五枚表)、佐野(綱)は司法権中 に佐野安麿(一七四枚表)が在職し、さらに七年月不詳「官員録」 八六枚表)、司法少属に佐野綱方(一八一枚裏)、司法省十一等出仕 なお、明治五年九月「官員録」によると、明法中属に牧野成行(一 らく開校当初から「生徒掛」が設けられていたことが推測できる。 その設置時期は不明であつた。前述の五年九月文書によつて、おそ かつていたが(沼・前掲財産法の原理と家族法の原理・七四五頁)、 (註(86)・参照)、係員の捺印があるのは、この六年七月の文書が初
- ある望月茂「小林芳郎翁」(昭和十五年)にも、彼が当時、一応明書類」による)。因みに後ちの大阪控訴院検事長小林芳郎の伝記で書類」による)。因みに後ちの大阪控訴院検事長小林芳郎の伝記で摩県田辺義篤、静岡県居田徳、佑賀県小林芳郎、山口県内藤直亮、筑賀県矢代操、静岡県服部徳、佐賀県小林芳郎、山口県内藤直亮、筑賀県矢代操、静岡県服部徳、佐賀県小林芳郎、山口県内藤直亮、筑賀県矢代操、静岡県服部徳、佐賀県小林芳郎、山口県内藤直亮、筑岩県大代操、静岡県服部徳、佐賀県小林芳郎、山川県木下哲三郎、長野県井上海、

法寮生徒の選に入つたことについての記述はみられない。

(社)(汚) 「学校係書類」による。 織田万「我が 司法界の恩人」によれ、一方に次先生たちの組と加太邦憲さんなどの組がそこに移つると「木下広次先生たちの組と加太邦憲さんなどの組がそこに移つらだが、 その間に一年の違ひがあるさうである」(昭和九年六月二 うだが、 その間に一年の違ひがあるさうである」(昭和九年六月二 うだが、 その間に一年の違ひがあるさうである」(昭和九年六月二 りだが、 その間に一年の違ひがあるさうである」(昭和九年六月二 りだが、 その間違いとすると、事実と一致する。

(76)(77) 註(22)に同じ。

- (78) 「性法講義」・「明治文化全集」第一三巻(法律篇)・四六四頁。
- (79) 前掲書・四七二頁。
- (8)(81)(82) 前掲書・四六八頁——四六九頁。
- 争に就いて」・「続明治法制叢考」・昭和十七年・二八九頁)。のことである(小早川欣吾「旧民法編纂過程と旧民法典に関する論頁)、また十三年十二月の博聞社版、十四年八月の大阪版も あると頁)明治十四年三月 序文の校訂 垍補版(中正堂版)、明治十八年の(83)明治十四年三月 序文の校訂 垍補版(中正堂版)、明治十八年の
- (44) この「商法講義」は、明治七年九月十七日から九年二月二官員録」は権大検事(九三枚裏)として在職し、さらに九年九月「官員録」によると、黒川誠一郎は明法大属(九四枚表)、岡内重俊に、鶴田、黒川、岡内、玉乃の姓が利用されている(十四年版・四一六頁)。 当時、玉乃世股は大審院長代理(前掲百官履歴巻・下二一六頁)。当時、玉乃世股は大審院長代理(前掲百官履歴巻・下二一六頁)。当時、玉乃世股は大審院長代理(前掲百官履歴巻・下二一六頁)。当時、玉乃世股は大審院長代理(前掲百官履歴巻・下二十六頁)。当時、玉乃世段は大審で表し、さらに九年九月十七日から九年二月二十二(4年)。

によると、黒川は司法少丞(八七枚表)、 岡内は前と同じく 権大検によると、黒川は司法少丞(八七枚表)、 岡内は前と同じく 権大検による。

- (85) 註(22)に同じ
- 86) 五年九月の定則によると、生徒一名の費用は、一ヵ月金十円(食費四円、帽子衣服靴等三円、小遺二円二十五銭、紙筆用品五十銭、洗濯費二十五銭)であり、七年十二月の改正でも合計は十円で銭、洗濯費二十五銭)であり、七年十二月の改正でも合計は十円で銭、洗濯費二十五銭)であり、七年十二月の改正でも合計は十円で銭、洗濯費二十五銭、紙筆用品五十時、判任最下等の「十五等」官員の俸給が十二円であるから(七年月不詳「官員録」表三枚裏)、十円の費用はかなりの優遇であつた。
- つのみである。なお、註(37)および(42)・参照。87) 註(22)に同じ。「生徒取締」が「舎長」と改名されたのがめだ
- 類」による)。この文書の生徒掛の下に「牧野」の捺印がある(註72(88) 明治七年五月生徒掛伺、五月二十四日 司法省 指令(『学校係書

- 司法省本省の文書受領者としての捺印かも知れない(註72・参照)。 大を、 色すると、 他田は明法寮の生徒掛ではなく、「 他田」印は、 がいる (一〇〇枚裏)。 八年三月「官員録」でも 同様である (八八がいる (一〇〇枚裏)。 八年三月「官員録」でも 同様である (八八がいる (一〇〇枚裏)。 八年三月「官員録」でも 同様である。 による)。 この文書の生徒掛の下に、「牧野」「 亀田」の捺印がある。 による)。 この文書の生徒掛の下に、「牧野」「 亀田」の捺印がある。 による)。 この文書の生徒掛の下に、「牧野」「亀田」の捺印がある。
- (9) 明治七年十二月生徒掛伺(「学校係書類」による)。この文書の、の文書には、司法省指令の記載がないので、単に禀議しただお、この文書には、司法省指令の記載がないので、単に禀議しただけで、実現しなかつたのかも知れない。
- (91) 「学校係書類」による。

前掲司法沿革誌・二八頁。

(未完)